＜別冊＞東芝グループ環境関連物質リスト　第2.0版

＜表１＞ランク A：禁止物質（群）

番号	物質（群）名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A01	アスベスト類	意図的添加の禁止	EU REACH 規則　付属書 XVII 労働安全衛生法（製造禁止）
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料（特定アミンを形成するものに限る）	特定アミンとして0.003重量％（30ppm）	EU REACH 規則　付属書 XVII
A03	カドミウム及びその化合物	0.01重量％（100ppm）（注1、2）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII EU 包装材指令
A04	六価クロム化合物	0.1重量％（1000ppm）（注1、2）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII EU 包装材指令
A05	鉛及びその化合物	0.1重量％（1000ppm）（注1、2）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII EU 包装材指令
A06	水銀及びその化合物	0.1重量％（1000ppm）（注1、2）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII EU 包装材指令
A07	オゾン層破壊物質（例：CFC 類、HCFC 類、HBFC 類、四塩化炭素等）	意図的添加の禁止	モントリオール議定書 オゾン層保護法
A08	ポリ臭化ビフェニル類（略称：PBB 類）	0.1重量％（1000ppm）（注1）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（略称：PBDE 類）	意図的添加の禁止（臭素数4～7, 10に限る）または0.1重量％（1000ppm）（注1）	化審法　第一種特定化学物質 米国 TSCA PBT 規則（注7） EU RoHS 指令
A10	ポリ塩化ビフェニル類（略称：PCB 類）	意図的添加の禁止	化審法　第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A11	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が1以上のものに限る）（注3）	意図的添加の禁止	化審法　第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A12	放射性物質	意図的添加の禁止	放射性同位元素等規制法 原子炉規制法
A13	一部（炭素鎖長10～13）の短鎖型塩化パラフィン	意図的添加の禁止または0.1重量％（1000ppm）	化審法　第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A14	トリブチルスズ（略称：TBT）、トリフェニルスズ（略称：TPT）	スズとして0.1重量％（1000ppm）（注4）	EU REACH 規則　付属書 XVII
A15	ビス（トリブチルスズ）＝オキシド（略称：TBTO）	意図的添加の禁止または0.1重量％（1000ppm）（注4）	化審法　第一種特定化学物質 EU REACH 規則　付属書 XVII
A16	欠番		
A17	欠番		
A18	欠番		

番号	物質（群）名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A19	欠番		
A20	欠番		
A21	欠番		
A22	欠番		
A23	欠番		
A24	欠番		
A25	欠番		
A26	欠番		
A27	欠番		
A28	欠番		
A29	欠番		
A30	欠番		
A31	欠番		
A32	欠番		
A33	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール（UV-320）	意図的添加の禁止	化審法　第一種特定化学物質
A34	欠番		
A35	欠番		
A36	欠番		
A37	ペルフルオロ （オクタン-1-スルホン酸） （別名：PFOS）又はその塩	意図的添加の禁止または 0.1重量%（1000ppm） （表面処理の場合1μg/m2）	化審法　第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A38	ペルフルオロ （オクタン-1-スルホニル） =フルオリド（別名：PFOSF）	意図的添加の禁止または 0.1重量%（1000ppm） （表面処理の場合1μg/m2）	化審法　第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A39	ポリ塩化ターフェニル （略称：PCT 類）	0.005重量%（50ppm）	EU REACH 規則　付属書 XVII
A40	三置換有機スズ化合物 （A14,A15を除く）	スズとして0.1重量%（1000ppm） （注4）	EU REACH 規則　付属書 XVII
A41	フマル酸ジメチル （略称：DMF）	0.00001重量%（0.1ppm）	EU REACH 規則　付属書 XVII
A42	欠番		
A43	欠番		
A44	欠番		
A45	欠番		
A46	欠番		
A47	ジオクチルスズ化合物 （略称：DOT）	スズとして0.1重量%（1000ppm） （注4, 5）	EU REACH 規則　付属書 XVII
A48	ジブチルスズ化合物 （略称：DBT）	スズとして0.1重量%（1000ppm） （注4, 5）	EU REACH 規則　付属書 XVII

番号	物質（群）名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A49	欠番		
A50	ヘキサブロモシクロドデカン（略称：HBCD）	意図的添加の禁止または 0.01重量%（100ppm）	化審法　第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A51	一部の多環芳香族炭化水素（PAHs）	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001重量%（1ppm）（注5）	EU REACH 規則　付属書 XVII
A52	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル）（略称：DEHP）	0.1重量%（1000ppm）（注6）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII
A53	フタル酸ジブチル（略称：DBP）	0.1重量%（1000ppm）　（注6）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII
A54	フタル酸ブチルベンジル（略称：BBP）	0.1重量%（1000ppm）　（注6）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII
A55	フタル酸ジイソブチル（略称：DIBP）	0.1重量%（1000ppm）　（注6）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII
A56	リン酸トリアリールイソプロピル化物（略称：PIP(3:1)）	意図的添加の禁止	米国 TSCA PBT 規則 （注7）
A57	ペルフルオロオクタン酸（別名：PFOA）とその塩、及び関連物質	１．PFOA とその塩 意図的添加の禁止または PFOA とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量%（25ppb） ２．PFOA 関連物質 PFOA 関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の 0.0001重量%（1ppm）	化審法　第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A58	ペルフルオロカルボン酸（略称：PFCAs）（炭素数9～14に限る)とその塩、および関連物質	１．PFCAs(C9-C14)とその塩 PFCAs(C9-C14)とその塩の合計で成形品や混合物中の0.0000025 重量%（25ppb） ２．PFCAs(C9-C14)関連物質 PFCAs(C9-C14)関連物質の合計で成形品や混合物中の0.000026重量%（260ppb）	EU REACH 規則 付属書 XVII
A59	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（略称：PFHxS）とその塩、および PFHxS 関連物質	1. PFHxS とその塩 意図的添加の禁止または PFHxS とその塩の合計で成形品や混合物中の0.0000025 重量%（25ppb） 2. PFHxS 関連物質 PFHxS 関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の 0.0001重量%（1ppm）	化審法 第一種特定化学物質（注8） EU POPs 規則
A60	デクロランプラス	意図的添加の禁止	化審法　第一種特定化学物質
A61	UV-328	意図的添加の禁止	化審法　第一種特定化学物質

「意図的添加」とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することです。

（注1）算出する場合の分母は各均質材料とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。ただし、EU RoHS指令の適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。

（注2）包装材の場合、包装を構成する均質材料ごとに4物質（カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物）の総量として重量比で0.01重量％（100ppm）を含有濃度の閾値とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。

（注3）塩素数1は EU POPs 規則の対象となる EU 仕向のみを対象とします。他地域向けについては、塩素数≧2を対象とします。

（注4）算出する場合の分子は金属スズ（Sn）としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位（DBT のみ混合物も含む）とします。殺生物剤、工業排水処理用途では意図的添加を禁止とします。

（注5）EU REACH 規則付属書 XVII 記載の用途と物質群を対象とします。ただし、適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。

（注6）EU RoHS 指令規制対象となる場合、個々の物質毎に各均質材料を分母として0.1重量％以上の含有を禁止とします。EU REACH 規則対象となる場合、フタル酸エステルの合計として可塑化した材料の0.1重量％以上の含有を禁止します。ただし、EU RoHS 指令、REACH 規則で規制されていない、或いは、適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。

（注7）米国有害物質規制法（The Toxic Substances Control Act, TSCA）第6条（h）項に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性（PBT）を有する5種の化学物質、当該物質を含有する混合物、及び製品を制限するものです。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については制限の対象外とします。また、PIP(3:1)の内、段階的禁止用途及び適用除外用途は対象から除きます。

（注8） 化審法においては PFHxS 関連物質は指定対象外です。

＜表２＞　ランクＢ：管理物質（群）

番号	物質（群）名
B01	欠番
B02	欠番
B03	欠番
B04	臭素系難燃剤（PBB 類（A08）及び PBDE 類（A09）を除く）
B05	ニッケル及びその化合物（人体に触れる部分）
B06	フタル酸エステル類（DEHP（A52）、DBP（A53）、BBP（A54）、DIBP（A55）及び（B12）で指定されたフタル酸エステル類を除く）
B07	欠番
B08	欠番
B09	パーフルオロカーボン（略称：PFC 類）
B10	ハイドロフルオロカーボン（略称：HFC 類）
B11	六フッ化硫黄
B12	EU REACH 規則の SVHC（認可対象候補物質）（注9）
B13	欠番
B14	米国 TSCA　PBT 規則（5物質）（DecaBDE（A09）、及び PIP(3:1)（A56）を除く）（注10）
B15	EU RoHS 指令　次期制限候補物質
B16	化審法　第一種特定化学物質　次期指定候補物質（注11）
B17	PFAS（パーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称）　（注12）（注13）

（注9） EU REACH 規則第59条の手続きにより、選定された認可対象候補物質。分母は納入品の総質量あるいは部品･材料ごととします。

（注10） 米国有害物質規制法（The Toxic Substances Control Act, TSCA）第6条（h）項に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性（PBT）を有する5種の化学物質、当該物質を含有する混合物、及び製品を制限するものです。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については管理の対象外とします。

（注11） POPs 条約対象物質における附属書 A（廃絶）および附属書 B（制限）への掲載が決定した物質（群）を含む。なお、化審法第一種特定物質の対象に決定した時点でランク A へ移行する。

（注12） 欧州化学品庁（ECHA）のパーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル物質（PFAS）の規制案にて定義された PFAS

（注13） 米国有害物質規制法（The Toxic Substances Control Act, TSCA）第8条(a)(7)に基づき、40 CFR Part 705 § 705.3 の定義を満たす PFAS

【改訂記録表】

制定： 2024年8月1日

版数	制改訂年月日	改訂理由及び内容
1.0	2024.8.1	東芝グループグリーン調達ガイドラインより分離し、新規発行 法改正に伴い、表２ ランク B：管理物質（群）の PFAS の注釈（注 13）を追記 表２ ランク B：管理物質（群）の（注 11）（注 12）の記載方法を修正
2.0	2025.2.1	表１ ランク A：禁止物質（群）に法改正に伴う物質の追加 A60 デクロランプラス（化審法 第一種特定化学物質） A61 UV-328（化審法 第一種特定化学物質）

参考）東芝グループグリーン調達ガイドラインの改訂履歴（～2024/1）

版数	制改訂年月日	改訂理由及び内容
1	1999.12.1	新規発行
2	2003.6.1	環境関連物質リストの内容及び適用範囲の見直し
3	2006.11.1	環境関連物質リストの内容を見直し、全面改訂
4	2011.5.1	環境関連物質リストの見直し及び含有化学物質管理を JAMP へ変更し、全面改訂
4.1	2015.2.1	環境関連物質リストの見直し
5	2017.1.1	添付資料 東芝グループ環境関連物質リスト 別表 1 ランク A：禁止物質（群）の注釈（注 1）、（注 2）の見直しと注釈（注 5）の追加 別表 2 ランク B：管理物質（群）の注釈（注 5）を注釈（注 6）に変更
5.1	2019.12.1	東芝グループ環境基本方針の改訂 JAMP URL の修正 含有量調査例を MSDSplus、AIS フォーム（注 3）から chemSHERPA®（注 3）に変更
6	2021.2.1	東芝グループ環境基本方針の改訂 添付資料 東芝グループ環境関連物質リストの見直し
6.1	2021.4.27	添付資料 東芝グループ環境関連物質リストの見直し、注釈の変更
6.2	2021.11.1	添付資料 東芝グループ環境関連物質リストの見直し、注釈の変更
7.0	2022.3.31	「東芝グループ環境未来ビジョン 2050」を拠り所とした「グリーン調達の目的」、「グリーン調達の適用範囲」の追加、同ビジョンに則した形での「グリーン調達基準」と「お願い事項」の整理・統合等
7.1	2022.8.25	１． 別表１ 東芝グループ環境関連物質リスト ランク A：禁止物質（群）に法改正に伴う物質の追加

版数	制改訂年月日	改訂理由及び内容
		A58　ペルフルオロカルボン酸（C9-C14）とその塩、および関連物質（EU REACH 規則 付属書 XVII） ２．　別表１　東芝グループ環境関連物質リスト　ランク A：禁止物質(群)の誤記修正 A10　ポリ塩化ビフェニル類（PCB 類）の参照法令及び規則から EU REACH 規則 付属書 XVII を削除
8.0	2023.4.1	「５．調達取引先様へのお願い事項」の内容見直し。主に「5.1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進」の基準内容や注釈類の見直し。
8.1	2023.7.13	「カーボンニュートラルに向けた温室効果ガス排出削減目標」の図の修正、「5.1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進」の注釈の一部修正、「≪別表２≫東芝グループ環境関連物質リスト ランクＢ：管理物質（群）」の修正（B16、B17）、裏表紙の修正（東芝グループ理念体系のワード（主文）に関する注釈追加）など
8.2	2024.1.18	別表１　東芝グループ環境関連物質リスト　ランク A：禁止物質（群）に法改正に伴う物質の追加 A59　ペルフルオロヘキサンスルホン酸とその塩、および関連物質（化審法 第一種特定化学物質、EU POPs 規則）